

テロ対策口実の市民弾圧法

自民党政権が過去3度にわたり国会に提出しながら世論の強い批判をあびて廃案となった共謀罪。安倍政権は、名称を変えて秋の臨時国会に提出しようとしています。「テロ対策」のための法案と強調していますが、実態は最悪の市民弾圧法です。

(森近茂樹)

解釈次第で対象拡大

今回の罪名は「テロ等組織している罪を執行」する「組織的犯罪集団」とされ、この言葉が冠しています。つまり「テロ」とは関係なく広範に罰することができ、条文をみると処罰される内容になっています。2005年に国会に出された共謀罪の刑が定めら

ような凶悪とはいえないものも含まれます。しかも刑法の罰則は厳しくなる傾向にある現在では、さらに該当範囲が広がっているとみられます。

これまでの共謀罪では犯罪を執行する「団体」が取り締まり対象とされ、市民団体や労働組合も対象になるのではと強い批判があがりました。そこで今回は「組織的犯罪集団」が対象として、その範囲を拡大しています。しかし、その認定は捜査当局が行うので、解釈次第でいくらでも対象を拡大することが可能

条約批准に必要なし

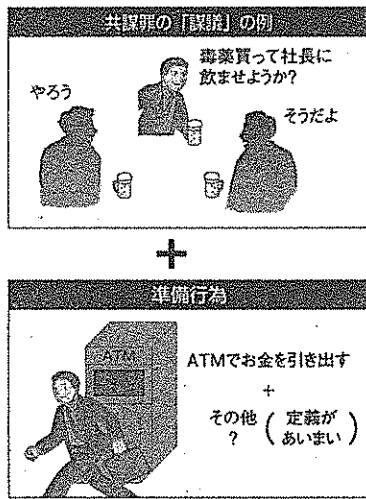
共謀罪の導入は、政府が2000年に署名した国際テロや麻薬対策のための「国際組織犯罪防止条約」の締結に向けた国内法整備の一環として必要だと宣伝

ために資金や物品を取得する「準備行為」が行われていないことが犯罪の構成要件となっており、その範囲が広がると、これら捜査当局の考え一つで拡大することができるといいます。

しかし、条文には「その国の法制度の上で批准している国がほとんどです。日本には、重大犯罪に限って例外的に除罪が認められており、これら捜査当局の考え一つで拡大すること

共謀罪

名前変えても本質変わらず



新たな法案で想定される構成要件の二例

2005年提出の政府案	今回の政府案
罪名	テロ等組織犯罪準備罪
適用対象	組織的犯罪集団
構成要件	目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を執行することにある団体
対象の犯罪	①組織的犯罪集団の活動として ②具体的・現実的な計画を立て ③実行の準備行為を行う
変更点	4年以上の懲役・禁錮の刑が定められている犯罪(殺人、窃盗、道路交通法、公職選挙法)

危険性知らせよう

「テロ等組織犯罪準備罪」という名称だが、どうみてもテロ対策ではない。「テロ

関東学院大学名誉教授
足立昌勝さん

等」といわれることによって、最近の情勢でテロは危険だと感じている国民にウソをつきながらおそれさせている。法案の条文をみると罪に当たるのは、「4年以上の懲役」などとなり、「テロ対策」に關係なくこんな犯罪で対象となる。

共謀罪が国会に出されたとき、反対運動が盛り上がり、政府は断念した。今回はそうしなくないから「テロ」を前面に押し出すようとしているのではない。共謀罪は、これまでの刑法とは別のものだ。刑法は行為と別のもの。原理、つまり既遂でないという罰則がない。ところが共謀罪は共謀があれば処罰できる。まさに至意に国民を知らせる必要がある。



「共謀罪許すな」と国会前で声をあげる労組、民主団体の人々。このとき国会に出された共謀罪は廃案になりました。2006年5月8日、衆議院議員会館前

いっそう強まる監視

共謀罪は、人々の意思が疎通するものが犯罪となるという「内心の自由」を脅かす(通信傍受)が多用されることになる。検挙し立証するために盗聴(通信傍受)が多用されることになる。

最近、大分県警による野党統一候補陣営への盗聴が発覚しましたが、共謀罪によって盗聴や会話盗聴(室内盗聴)などあらゆる手段を用いた市民監視が強まる危険性が大きいです。

安倍政権は、戦争法に続いて憲法9条を改憲して「戦争のできる国」へとさらに突き進もうとしています。共謀罪は、これに反対する市民や団体を弾圧して物言えぬようにするため、四たび持ちだされたものです。絶対に通すわけにはいきません。

8/28 手紙